

八幡平市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和7年12月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和8年2月26日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和8年 1月15日(木)	総 務 課 選挙管理委員会事務局	10:00 ~ 12:00	ミーティング室 2-1
	商 工 観 光 課 安代漆工技術研究センター	13:15 ~ 16:30	
1月16日(金)	建 設 課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂
	農 林 課	13:15 ~ 16:30	理事者控室

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和7年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既の実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表。

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 商工観光課（②は総務課を含む）

① 調定票作成の失念について【注意事項】

市が岩手県から管理委託を受けている令和7年度の八幡平山頂レストハウス管理業務委託料10,726,784円について、本来であれば、令和7年4月1日の契約締結日に調定の起票を行うべきであったが、これを失念したことにより、9か月以上経過した令和8年1月に会計課の決裁処理が行われている。歳入の調定については、八幡平市会計規則第6条に「必要な調査を行い、調定票を作成し、調定を行わなければならない。」と明記されているとおり、原因の発生の都度、速やかに行うことが基本である。今後においては、担当者はもとより、業務を所管する係などにおいて、業務進行管理表やチェックリストを作成して、適時・適切に調定票の作成を行うこと。

② 業務委託契約書への再委託条項の追記について【意見又は留意事項】

令和7年4月22日付け及び同年5月26日付けで市が一般社団法人八幡平市観光協会と業務委託契約を締結した「外国人観光客受入基盤整備・情報発信業務」及び「八幡平市観光動向分析調査等業務」の二つの業務について、両方とも第三者への再委託が行われているが、業務委託契約書には再委託に関する条項が設けられていないため、別記条項第27条の「この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者協議して定める。」との規定を根拠にして、令和7年5月1日と同年5月27日に、受託者から市に対して書面により再委託に関する事前協議が行われ、それぞれ市の承認を得て、同一の業者に再委託されており、手続き上は問題ないと思われる。しかしながら、受託者から市に提出された「再委託の承諾に関する協議書」を見ると、第三者への再委託が必要な理由として、前者は、「外国人観光協客受入基盤整備・情報発信業務のサーバーを有しないため、市からの委託業務を遂行できる第三者への委託が必要」、後者は、「八幡平市観光動向分析調査等業務のサーバーを有していないため、(以下同文)」と記載されている。このことは、即ち、市と当該法人の双方において、契約段階で既に第三者への再委託が必要であることを認識していたものであり、契約締結後に新たに惹起した問題とは考えられない。そうであるならば、最初から再委託条項を設けた委託

契約書を作成して契約すべきであり、別記条項第 27 条ではなく、再委託条項に基づいて、受託業者から市に対して再委託協議をさせるべきであったと思われる。今後においては、初めから再委託が必要な業務等については、委託契約書に再委託条項を追記した上で、委託業務を適切に執行されたい。また、再委託の有無に関わらず、委託契約書のすべてに再委託条項を設けるか否かについては、契約事務の担当課である総務課において検討されたい。併せて、再委託条項を委託契約書に設ける場合の「ひな形」を内部情報システム(ガルーン)に登載するなどして全庁的に情報共有を図ることも総務課において検討されたい。

(2) 農林課

① 随意契約の根拠となる基準額の記載誤りについて【注意事項】

ア 林道路肩刈払い業務

イ いこいの村生活環境保全林整備業務

ウ 「山の日」制定記念分収造林地除伐業務

令和 7 年度の上記三業務について、総務省が定める地方自治体における小規模随意契約ができる基準額を間違えて記載している。令和 7 年 4 月 1 日に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく別表第 5 の随意契約の基準額が改正されたことに伴い、令和 7 年 4 月 1 日以降に執行する委託業務については、本市の場合、随意契約の対象となる予定価格がこれまでの 50 万円から 100 万円を超えないものとなった。しかし、これら三業務の施行伺い日は、いずれも令和 7 年 10 月 3 日付けとなっているにもかかわらず、別紙の「5 契約方法」の「(3) 理由」には、「予定価格 50 万円を超えないため。」(イの「いこいの村生活環境保全林整備業務」については、「予定価格 50 万円以下」と記載されており、二重の記載間違いとなっている。)と改正前の基準額が記載されている。これは明らかに間違いであり、「予定価格 100 万円を超えないため」と記載するのが正しい。今後においては、その都度、根拠法令等を確認しながら事務処理を進めるとともに、決裁権者を含めた決裁ラインにおける書類のチェック機能の強化を図り、適正な委託業務の執行に努めること。

② 見積開封顛末書の記載誤りについて【注意事項】

令和 7 年度の『「山の日」制定記念分収造林地除伐業務』について、令和 7 年 10 月 16 日付けの復命書に添付されている見積開封顛末書を見ると「盛岡広域森林組合に決定した」と記載されているが、見積調書では「浄安森林組合」に決定されているので、これは明らかに書き間違いである。例え、復命書であっても、入札関係書類に誤りがあるてはならない。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めること。

③ 補助金交付申請書の不備について【注意事項】

令和 7 年度の八幡平市狩猟免許新規取得費補助金の交付申請書を見ると、対象年度が未記入のもの、添付書類の各種誓約書の日付が未記入のもの、添付書類の補助金対象経費計算書の申請者氏名を二重線で訂正したものに申請者の訂正印が押印されていないもの、補助金交付申請書の申請額を二重線で訂正処理したものに申請者の訂正印が押印されていないものなど、補助金交付申請書として不備な点が複数見られる。今後においては、申請者から提出される補助金交付申請書の記載内容について、不整合や誤記載等がないかを吟味し、不備な書類があった場合は差し戻して再提出させるなど、適正な事務の執行に努めること。また、提出の

あった書類については、担当者はもとより、決裁権者を含めて、交付申請書類のチェックの強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

④ 八幡平市有害鳥獣対策事業補助金について

ア 未決裁のまま施行されている補助金交付決定通知について【指摘事項】

令和7年8月26日付けで起案された令和7年度の当該事業補助金100,000円に係る交付決定伺いの回議用紙を見ると、決裁欄には、担当係長、課長補佐を含めて、決裁者である課長の決裁印が押印されていない。にもかかわらず、当該補助金交付決定伺いは決裁されたものとして、同日付けの八幡平市指令農林第126号として施行されている。これは明らかに不適切である。このことについて、当課は、「決裁後に、回議用紙の訂正等があり、回議用紙そのものの差し替えがあった可能性がある」とのことであったが、仮にそうであるならば、再度の決裁処理が行われたことになり、当然、正しい回議用紙との差し替えが行われていなければならないが、これが行われていない。また、監査終了後においても、「回議用紙の差し替えがあった可能性」を証明するような追加資料や決裁処理された回議用紙そのものの提示がないことから、未決裁のまま、不適切に施行されたものと判断される。今後においては、再発防止を徹底したうえで、適正に補助金交付業務を執行すること。

イ 起案書に添付されている「決裁確認票」の押印漏れについて【注意事項】

令和7年度の当該補助金交付決定の伺い文書に添付されている「決裁確認票」を見たところ、課長・所属長確認欄の押印漏れが3件あった。もとより、この「決裁確認票」は専決範囲や他課に対する合議の有無を事前に確認するための言わばチェックリストとして、起案書に添付しているものなので、これを確認せずに決裁を行うことは適切ではない。今後においては、決裁の都度、「決裁確認票」の記載内容を確認したうえで押印を行い、適切な事務の執行に努めること。